

議案第17号

鳥取県採石条例の一部改正について

次のとおり鳥取県採石条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。）に改める。

	改	正	後	改	正	前
	(採石認可の基準)			(採石認可の基準)		
第5条 略				第5条 略		
2 略				2 略		
3 知事は、採石認可を行おうとする場合において、認可申請に係る採石場（法第33条に規定する岩石採取場をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。				(1) その区域（当該採石場が以前に知事から採石認可を受けた他の採石場に近接している場合にあっては、当該近接している採石場の区域を含む。）の面積が1ヘクタールを超えるもの		
				(2) その区域の地質又は形態、採石の方法等からみて、当該認可申請に係る採取計画に従つて採石を行うことにより災害が発生する可能性が高いと知事が認めるもの		

(跡地の防災措置の履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行つたことにより生ずる災害を防止するため必要な措置（以下「跡地の防災措置」という。）を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。

(1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の採石場であつて当該認可申請をする際に採石を行つているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行つたため災害が発生する可能性が高まつているものがないこと。

(2) 及び(3) 略

(変更認可等)

第7条 略
2 略
3 知事は、第1項に規定する変更の認可を行おうとする場合において、当該変更が次の各号のいづれかに該当するときは、あ

(跡地の防災措置の履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行つたことにより生ずる災害を防止するため必要な措置（以下「跡地の防災措置」という。）を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。

(1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の法第33条に規定する岩石採取場（以下「採取場」という。）であつて当該認可申請をする際に採石を行つているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行つたため災害が発生する可能性が高まつているものがないこと。

(2) 及び(3) 略

(変更認可等)

第7条 略
2 略

らかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聽くものとする。

(1) 採石場の区域を変更するものであつて、変更後の採石場の区域の面積が 1 ヘクタールを超えることとなるもの（変更前の採石場の区域の面積が 1 ヘクタール以下である場合に限る。）

(2) 採石場の区域を変更するものであつて、当該変更により採石場に編入される区域の面積が 1 ヘクタールを超えるもの（変更前の採石場の区域の面積が 1 ヘクタール以下である場合を除く。）

(3) 当該変更により採石場に編入される区域の地質又は形状、採石の方法等からみて、当該変更後の採取計画に従つて採石を行うことにより災害が発生する可能性が高いと知事が認めるもの

第9条 略

2 知事は、前項の規定により命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聽くものとする。

(業務報告等)

第10条 略

2～6 略

7 知事は、前項の規定により命令を行おうとする場合において、
必要があると認めるとときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策
審議会の意見を聴くものとする。

(鳥取県採石場安全対策審議会)

第11条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石場安全対策
審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第5条第3項、第7条第3項、第9条第2項及び前条第
7項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) 採石場の安全対策その他採石に係る重要事項について、
知事に意見を述べること。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、採石、地質、環境等に關し、学識経験を有する者の
うちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

(業務報告等)

第10条 略

2～6 略

7 知事は、前項の規定により命令を行おうとする場合において、
必要があると認めるとときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策
審議会の意見を聴くものとする。

(鳥取県採石場安全対策審議会)

第11条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石場安全対策
審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第5条第3項、第7条第3項、第9条第2項及び前条第
7項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) 採石場の安全対策その他採石に係る重要事項について、
知事に意見を述べること。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、採石、地質、環境等に關し、学識経験を有する者の
うちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。
6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(認可状況の公表)

第12条 略

(権限の委任)

第13条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第14条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(認可状況の公表)

第11条 略

(規則への委任)

第12条 略

附 則

(施行期日)

1 略

		(経過措置)
2 略	2 略	
	(この条例の失効)	
3	この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関する必要な事項は、規則で定める。	
		附 則
		(施行期日)
1	この条例は、公布の日から施行する。	
		(経過措置)
2	改正後の鳥取県採石条例第5条第3項及び第7条第3項の規定は、この条例の施行の日以後にされる採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可及び同法第33条の5第1項の規定による変更の認可について適用する。	